

第1 監査対象部課等

上下水道局（総務課、営業課、上水道工務課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課）
市民病院

第2 監査の実施期間

平成18年5月9日から平成18年6月9日まで

第3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成17年度執行分（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成16年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 上下水道局各課の主な監査対象は、次のとおりである。

(1) 総務課

- ア 前払金（釣銭準備金）の管理状況
- イ 赤山配水場バイパス用地購入契約
- ウ 固定資産、備品の管理状況
- エ 行政財産の目的外使用許可の状況
- オ 時間外勤務命令の状況

(2) 営業課

- ア 収入事務
水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金
- イ 契約事務
水道料金システム及び電算機器保守運用業務委託契約、検針業務委託契約、集金業務委託契約、水道デジタルメーターの購入及び改造修理契約
- ウ 補助金交付事務
水洗便所改造資金融資利子補給金、生活扶助世帯に対する水洗便所設置助成金

(3) 上水道工務課

- ア 契約事務
水道マッピングシステム構築業務委託契約、給水装置改良工事契約、漏水調査業務委託契約、大沢地区管路工事に伴う給配水管移設工事契約、公共下水道第14工区管渠布設工事に伴う給配水管移設工事契約

(4) 浄水課

- ア 契約事務
浄水課の監視業務の一部業務委託契約、中央監視制御システム保守点検業務委託契約、各配水場除草及び樹木管理業務委託契約、流木浄水場外清掃管理業務委託契約、水質モニター点検業務委託契約

(5) 下水道整備課

- ア 収入事務

下水道施設敷地使用料

イ 契約事務

公共下水道第9工区管渠布設工事契約、公共下水道実施設計業務委託契約、池尻町污水ポンプ施設他26施設保守点検業務委託契約、東ヶ丘町人孔蓋修繕工事契約、積算システム賃貸借契約

ウ 不動産の賃貸借状況

(6) 下水道施設課

ア 収入事務

下水道施設敷地使用料、送泥ポンプ場光熱水費実費徴収金

イ 契約事務

下野町下水ポンプ場 4・5雨水除塵機取替工事契約、処理場・ポンプ場運転管理業務委託契約、下水汚泥処理委託契約、磯上下水処理場施設設備改造工事契約、大北下水ポンプ場受変電設備等実施設計業務委託契約

2 市民病院の主な監査対象は、次のとおりである。

(1) 収入事務

診療報酬、患者一部負担金

(2) 契約事務

医療事務業務委託契約、中央監視等業務委託契約、中央滅菌業務委託契約、物品管理業務委託契約、患者給食業務委託契約、清掃警備業務委託契約

(3) 前払金（資金前渡金）の管理状況

(4) 固定資産、備品の管理状況

(5) 行政財産の目的外使用許可の状況

(6) 不動産の賃貸借状況

(7) 時間外勤務命令の状況

第6 監査の結果

1 上下水道局

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部、次の事項について適正化を図らねたい。

営業課 水洗便所改造資金融資に関し、代位弁済を行った市が債務者に対して有する求償権の消滅時効管理に適切でないものがあった。

今後の事務執行に当たっては、十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

2 市民病院

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。